

○秦野市患者等搬送事業認定等に関する要綱

(平成 24 年 6 月 1 日施行)

改正平成 27 年 4 月 1 日平成 28 年 7 月 1 日施行

平成 30 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、寝たきり高齢者、身体障害者、傷病者等(以下「患者等」という。)を対象に、患者等の医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設への送迎に当たり、ストレッチャー又は車椅子を固定できる患者等搬送用自動車を用いて、適正かつ安全に搬送を実施することができる事業者が行うその搬送事業を患者等搬送事業として認定し、及び患者等搬送用自動車に乗車してその搬送を行う者(以下「乗務員」という。)に対して患者等搬送乗務員適任証を交付することについて、必要な事項を定める。

(認定の対象となる事業者)

第 2 条 認定の対象となる事業者(以下「対象事業者」という。)は、本市に事業所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 法第 3 条第 2 号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送に係る同法第 79 条の登録を受けた者

(認定の基準)

第 3 条 患者等搬送事業(車椅子専用の搬送事業を除く。)の認定の基準は、別表第 1 のとおりとし、患者等搬送事業(車椅子専用の搬送事業に限る。)の認定の基準は、別表第 2 のとおりとする。

[別表第 1] [別表第 2]

(認定の申請)

第 4 条 患者等搬送事業の認定を受けようとする対象事業者は、患者等搬送事業認定(更新)申請書(第 1 号様式)に乗務員名簿(第 2 号様式)及び患者等搬送用自動車届(第 3 号様式)を添えて、申請するものとする。

(認定の審査等)

第 5 条 前条の規定により認定の申請があったときは、患者等搬送事業認定審査表(第 4 号様式)により審査を行うものとする。

2 前項の規定により審査を行った結果、第 3 条に規定する認定の基準(以下「認定基準」という。)に適合していると認めるときは患者等搬送事業認定通知書

(第5号様式)により、認定基準に適合しないと認めるときは患者等搬送事業否認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

[第3条]

- 3 患者等搬送事業認定通知書による通知を行うに当たっては、患者等搬送事業者認定証(第7号様式)又は患者等搬送事業者(車椅子専用)認定証(第8号様式)及び患者等搬送用自動車認定マーク(第9号様式)又は患者等搬送用自動車(車椅子専用)認定マーク(第10号様式)を併せて交付するものとする。
- 4 交付を受けた患者等搬送用自動車認定マーク又は患者等搬送用自動車(車椅子専用)認定マークは、患者等搬送用自動車の後面の運転者の視界を妨げず、かつ、見やすい位置に貼付するものとする。

(認定した患者等搬送事業の管理)

第6条 認定した患者等搬送事業については、患者等搬送事業認定簿(第11号様式)及び患者等搬送事業者台帳(第12号様式)に記載し、管理するものとする。

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。

(認定の更新の手続)

第8条 患者等搬送事業認定通知書を受けた対象事業者(以下「認定事業者」という。)は、認定基準に適合していると認められた患者等搬送事業について認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、有効期間満了日の1か月前から満了日までの間に認定の更新の手続を行うものとする。

- 2 第4条から前条までの規定は、認定の更新の手続について準用する。この場合において、第4条中「認定を」とあるのは「認定の更新を」と、第5条第1項中「認定の」とあるのは「認定の更新の」と、第6条及び前条中「認定を」とあるのは「認定の更新を」と読み替えるものとする。

[第4条] [第4条] [第5条第1項] [第6条]

(患者等搬送事業者認定証等の再交付及び追加交付の申請)

第9条 認定事業者は、第5条第3項に規定する患者等搬送事業者認定証、患者等搬送事業者(車椅子専用)認定証、患者等搬送用自動車認定マーク及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)認定マーク(以下「認定証等」という。)について、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定める申請をすることができる。

[第5条第3項]

- (1) 認定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合 認定証等の再交付の申請
 - (2) 患者等搬送用自動車を増車する場合 認定証等の追加交付の申請
- 2 前項に規定する申請は、認定証等再交付・追加交付申請書(第13号様式)により行うものとする。

(認定の失効)

第10条 認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

- (1) 法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され、又は失効したとき。
- (2) 認定を受けた患者等搬送事業を廃止したとき。
- (3) 認定の有効期間が満了したとき。

2 認定事業者は、前項の規定により認定が失効したときは、患者等搬送事業認定失効届出書(第14号様式)により速やかに届け出るものとする。

(認定事業者の責務)

第11条 認定事業者は、別表第3に定める遵守義務(以下「遵守義務」という。)を誠実に履行するものとする。

[別表第3]

(報告及び届出)

第12条 認定事業者は、患者等搬送事業に関し、消防長から求めがあったときは、消防長に報告するものとする。

2 認定事業者は、患者等搬送事業の遂行に当たって重大な事故を起こしたときは、患者等搬送事業事故発生報告書(第15号様式)により速やかに報告するものとする。

3 認定事業者は、患者等搬送事業の全部又は一部を休止したときは、患者等搬送事業休止届出書(第16号様式)により届け出るものとする。

4 認定事業者は、患者等搬送事業等の全部又は一部を変更したときは、患者等搬送事業変更届出書(第17号様式)により届け出るものとする。

(認定事業者の調査)

第13条 消防長は、認定事業者に対し、認定基準及び遵守義務の履行状況を必要に応じて調査するものとする。

(認定の取消し)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 前条の調査の結果、認定基準に適合していないことが判明したとき。
- (2) 第10条第1項第1号に該当したとき又は同条第2項の規定に違反したとき。

[第10条第1項第1号]

- (3) 遵守義務を誠実に履行しないとき。
- (4) 患者等搬送事業の遂行に当たって重大な事故を起こしたとき。

2 前項の規定により認定を取り消したときは、患者等搬送事業認定取消通知書(第 18 号様式)により認定事業者に通知するものとする。

(認定証等の返還)

第 15 条 認定事業者は、第 10 条の規定により認定が失効し、又は前条の規定により認定を取り消されたときは、速やかに認定証等を返還するものとする。

[第 10 条]

2 認定事業者は、患者等搬送用自動車を患者等の搬送のために使用しなくなったときは、速やかに患者等搬送用自動車認定マーク又は患者等搬送用自動車(車椅子専用)認定マークを返還するものとする。

(適任証の交付)

第 16 条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する乗務員に対し、患者等搬送乗務員適任証(第 19 号様式)又は患者等搬送乗務員(車椅子専用)適任証(第 20 号様式。以下「適任証」という。)を交付するものとする。

(1) 第 18 条第 1 項に規定する基礎講習又は他の消防機関が実施する同等の講習を修了した者

[第 18 条第 1 項]

(2) 日本赤十字社が実施する応急処置に関する講習を修了した者で、その講習に係る資格が有効期間内のもの。ただし、第 18 条第 1 項に規定する基礎講習又は他の消防機関が実施する同等の講習に不足する課目については、その講習を受講すること。

[第 18 条第 1 項]

(3) 救急救命士の資格を有する者

(4) 消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 51 条に規定する救急業務に関する講習課程を修了した者

(5) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、医学士、歯学士又は看護学士で患者等搬送乗務員基礎講習を修了した者と同等以上の知識及び技術を有するものとして消防長が認めるもの

2 適任証の交付を受けようとする者は、患者等搬送乗務員適任証交付(再交付)申請書(第 21 号様式)により消防長に申請するものとする。適任証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことによりその再交付を受けようとする者も、また、同様とする。

(適任証の有効期間)

第 17 条 適任証の有効期間は、交付の日の翌日から起算して 2 年とする。

2 消防長は、適任証の交付を受けた者がその適任証の有効期間内において次条第 1 項に規定する定期講習を受講したときは、その適任証の有効期間を更新することができる。

(講習)

第 18 条 消防長は、適任証の交付に当たり、基礎講習及び定期講習を実施するものとする。

2 基礎講習の課目及び時間数は、別表第 4 のとおりとする。

[別表第 4]

3 基礎講習の修了審査基準は、別表第 5 のとおりとする。

[別表第 5]

4 定期講習の課目及び時間数は、別表第 6 のとおりとする。

[別表第 6]

5 基礎講習及び定期講習を行う講師は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防長が適任と認めたものとする。

(1) 救急隊長として 3 年以上又は救急小隊長として 5 年以上の実務経験を有する者

(2) 消防大学の救急課程を修了した者

(3) 消防学校の救急課程の教官として 2 年以上の経験を有する者

(4) 前 3 号に掲げる者以外の者で、それらと同等の経験、知識及び技術を有するものとして消防長が認めるもの

6 基礎講習又は定期講習の受講を希望する者は、基礎講習・定期講習受講申請書(第 22 号様式)により申請するものとする。

(講習修了者の管理)

第 19 条 基礎講習又は定期講習を修了した者については、患者等搬送乗務員講習修了者管理簿(第 23 号様式)に記載し、管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 1 日施行)

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

患者等搬送事業(車椅子専用の搬送事業を除く。)の認定の基準

項目	内容
1 乗務員 の要件	乗務員には、満 18 歳以上の者で、かつ、適任証の交付を受けた者をもって充てること。

2 運行体制	<p>患者等搬送用自動車の運行の際、その患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって業務を行わせること。ただし、次のいずれかに該当するときは、乗務員を1名とすることができる。</p> <p>(1) 乗務員以外に医師、看護師又は救急救命士が同乗するとき。</p> <p>(2) 医師が事前に指定した日に、入院のために搬送するとき。</p> <p>(3) 退院により搬送するとき。</p> <p>(4) 定期的な通院又は医師の指示による転院のために搬送するとき。</p> <p>(5) 社会福祉施設、保養施設等に送迎するとき。</p>
3 患者等搬送用自動車の要件	<p>患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造又は設備を有していること。</p> <p>(1) 十分な緩衝装置</p> <p>(2) 換気及び冷暖房の装置</p> <p>(3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペース</p> <p>(4) ストレッチャー又は車椅子を使用したまま確実に固定できる構造</p> <p>(5) ストレッチャー又は車椅子の乗降を容易にするための装置</p> <p>(6) 携帯が可能な通信機器その他の連絡に必要な設備</p>
4 車両の外観	<p>患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備する等救急自動車に類似した外観にしないこと。</p>
5 積載資器材	<p>患者等搬送用自動車は、別表第7に掲げる資器材を積載していること。</p>
6 消毒	<p>消毒実施表(第24号様式)が患者等搬送用自動車の見やすい場所に表示されていること。</p>
7 服装	<p>乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものであること。</p>
8 事業案内	<p>パンフレットその他の案内に、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現がないこと。</p>

[別表第7]

別表第2(第3条関係)

患者等搬送事業(車椅子専用の搬送事業に限る。)の認定の基準

項目	内容
1 乗務員の要件	乗務員には、満 18 歳以上の者で、かつ、適任証の交付を受けた者をもって充てること。
2 運行体制	患者等搬送用自動車の運行の際、その患者等搬送用自動車 1 台につき 1 名以上の車椅子専用の乗務員をもって業務を行わせること。ただし、搬送中に患者等の容態が急変する可能性が高いときは、医師等を同乗させるとともに、車椅子専用の乗務員 2 名以上を乗務させる体制ができること。
3 患者等搬送用自動車の要件	患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造又は設備を有していること。 (1) 十分な緩衝装置 (2) 換気及び冷暖房の装置 (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペース (4) 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造 (5) 車椅子の乗降を容易にするための装置 (6) 携帯が可能な通信機器その他の連絡に必要な設備
4 車両の外観	患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備する等救急自動車に類似した外観にしないこと。
5 積載資器材	患者等搬送用自動車は、別表第 7 に掲げる資器材を積載していること。
6 消毒	消毒実施表が患者等搬送用自動車の見やすい場所に表示されていること。
7 服装	乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものであること。
8 事業案内	パンフレットその他の案内に、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現がないこと。

[別表第 7]

別表第 3(第 11 条関係)
 遵守義務

項目	内容
----	----

1 事業 実施の 基本原 則	(1) 患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。 (2) 緊急性のない者を搬送対象とすること。 (3) 患者等搬送事業の社会的責任を十分自覚し、関係法令を遵守すること。
2 消防 機関と の連携	患者等からの要請時点、患者等の搬送依頼場所に到着した時点又は患者等の搬送中において緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断したときは、119番通報により患者等の所在地、状態、既往症、掛かり付けの医療機関その他の必要事項を消防機関に連絡し、救急自動車を要請すること。
3 適任 証の携 行	患者等搬送業務に乗務員を従事させるときは、適任証を携行させること。
4 知識 及び技 術の向 上	乗務員の安全搬送及び応急手当に関する知識及び技術の向上に努め、乗務員に2年に1回以上消防機関が行う定期講習を受講させること。
5 安 全・衛 生管理	患者等搬送用自動車及びその積載資器材について、点検整備及び次に掲げる消毒を確実に実施すること。 (1) 毎月1回以上の定期消毒 (2) 毎使用後の消毒 (3) 医師からの指示に基づく消毒

別表第4(第18条関係)
基礎講習の課目及び時間数

課目	時 間 数	
	乗務員	乗務員 (車椅子専用)
総論	1	1
観察要領及び応急措置(一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む。)	13	9
体位管理要領	2	1

消防機関との連携要領	2	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	2	1
搬送法	2	1
修了考査	2	1
合計	24	16

備考 課目の1時間は、45分とする。

別表第5(第18条関係)

基礎講習の修了考査基準

区分	課目	配点
実技	観察要領及び応急措置	60点
筆記	消防機関との連携要領	20点
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点
合計		100点

別表第6(第18条関係)

定期講習の課目及び時間数

課目	時間数
観察要領及び応急措置	2
体位管理要領	1
合計	3

備考 課目の1時間は、45分とする。

別表第7(別表第1、別表第2関係)

積載資器材

項目	資器材
1 呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク(○)、ポケットマスク
2 保温・搬送用資器材	敷物(○)、保温用毛布、担架、まくら(○)
3 創傷等保護用資器材	三角巾、ガーゼ、包帯、タオル、ばんそうこう
4 消毒用資器材(車両・資器材用)	噴霧消毒器、各種消毒薬

5 その他の資器材 はさみ、マスク、ピンセット(○)、手袋、膿盆汚物入れ、体温計、自動体外式除細動器(AED)(※)

備考

- 1 自動体外式除細動器(AED)は、任意の積載とする。
- 2 ○印のあるものは、車椅子専用の患者等搬送用自動車には任意の積載とする。